



お花ばたけ

奈良路は、私たちを自然のお花畑へと誘ってくれる。風雪に耐えた、素晴らしい夢の世界である。四季にわたり、自然が創り出す造形と彩色に目を輝かす。樹々と生きるものたちの営みに心がうばわれる。自然の大きさに感激。四季に開く大、中、小輪の花の風情は、気品と威厳を持ち、美しさと共に、生き方を示してくれている。和で安堵な世界を、子ども達に残してあげたい。生きる命の大切をかみ締めて。(長谷寺にて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 新たに従業員を採用したときは資格取得届の提出をお願いします！
- 会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？
- ご存じですか？ 学生納付特例制度
- 協会けんぽからのお知らせ ・平成28年度（4月納付分～）の健康保険料率についてお知らせします
・健康保険の資格取得・喪失時のお知らせ ・傷病手当金・出産手当金の制度が平成28年4月から変わります！
- 「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

新たに従業員を採用したときは 資格取得届の提出をお願いします！

被保険者となる人

健康保険・厚生年金保険の適用を受けている事業所（適用事業所）に常時使用される人は、本人の意思や国籍、性別、年金受給の有無等にかかわらず、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。ただし、70歳以上の人は健康保険のみの被保険者になります。また、75歳からは後期高齢者医療の被保険者になるため、健康保険の被保険者にはなりません。

「常時使用される」とは、雇用契約書の有無に関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として報酬を受けるという使用関係が常用的であることをいいます。



常用的使用関係のパートタイマーの従業員

パートタイマー等の短時間労働者であっても、常用的使用関係にある場合は被保険者となることから、次の①および②がそれぞれ一般社員の4分の3以上であるときには原則として被保険者となります。

① 1日または1週間の労働時間が一般社員の所定労働時間のおおむね4分の3以上である。

② 1カ月の労働日数が一般社員の所定労働日数のおおむね4分の3以上である。

※ただし、これらは一つの目安であり、一律にこれにあてはめて機械的に決めるのではなく、就労の形態、勤務内容等を総合的に判断します。

資格取得年月日

被保険者の資格取得年月日は、就労することによりその対価として報酬が発生する、事実上の使用関係が生じた日になります。

従業員としての適性をみるために、就業規則で一定の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法・厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には該当しないため、その期間の初日が資格取得年月日になります。



資格取得届は5日以内に

事業主は、資格取得日から5日以内に「被保険者資格取得届」を管轄の年金事務所（郵送の場合は事務センター）に提出してください。

添付書類は原則として不要ですが、「資格取得年月日」欄の日付が届書受付年月日から60日以上さかのぼる場合は、賃金台帳（写し）と出勤簿（写し）など、事実発生日を確認できる書類の添付が必要です。

また、60歳以上の方が退職後1日の間もなく再雇用された場合は、「被保険者資格取得届」と「被保険者資格喪失届」を同時に提出するとともに、次の①および②、または③の添付が必要です。

①就業規則（写し）、退職辞令（写し） ※退職日の確認ができるもの

②雇用契約書（写し） ※継続して再雇用されたことがわかるもの

③「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明 ※事業主印が押印されているもの

届出が正しく提出されないと、健康保険の給付が受けられなかったり、将来の年金に影響が生じたりする場合があります。「被保険者資格取得届」は正しくすみやかに提出してください。

※紙媒体による届出のほか、電子申請や電子媒体（CD・DVD）による届出も可能ですので、ぜひご利用ください。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

会社を退職された方へ

国民年金の手続きはお済みですか？



国民年金の届出が必要です！

- 20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。勤務先を退職されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。

勤務先を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

手続きについて

お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

手続きに必要なもの

年金手帳

保険料額

国民年金の保険料（定額）は、月額16,260円（平成28年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

メリット 1

退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット 2

保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

メリット 3

万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ提出してください（郵送も可能です）。申請が遅れても最大2年1カ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。



手続きに必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口、日本年金機構ホームページにあります）
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
 - ・老齢基礎年金を受けている方は追納することができません。
 - ・免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。
 - ・追納をご希望のときは、お近くの年金事務所にご相談ください。

国民年金は3つの年金であなをサポートします！

●老齢基礎年金

- ・20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取れます。
- ・お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

●障害基礎年金

- ・国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取れます。

●遺族基礎年金

- ・国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取れます。
- ・遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで（子に障害がある場合は20歳まで）です。



注)年金を受け取るには、一定の要件が必要です。

ご不明な点は… 管轄の年金事務所までお問い合わせください

～ご家族に学生の方がいらっしゃる皆さまへ～

ご存じですか？ 学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例制度ってどんな制度…？

日本国内にお住まいの方は20歳になると国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される、**学生納付特例制度**が設けられています。



学生納付特例の対象者は…？

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※1）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※1：学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

所得のめやす

118万円

+

扶養親族等の数×38万円

で計算した額以下

手続きはどうするの…？

住民票を登録している市（区）役所または町村役場の国民年金窓口申請書を提出します。申請するときは、学生証（写し《有効期間が表記されているもの》）または在学証明書（原本）を添付してください。

申請時点の2年1カ月前の月分から申請できますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金などが受け取れなくなる場合がありますので、ご注意ください。

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

学生納付特例の申請が承認された期間は…？

- 病気や事故などで障害が残ったときの障害基礎年金や本人が死亡したときに遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取る遺族基礎年金の保障があります（※2）。

※2：一定の受給要件があります。

- 老齢年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）として算入されますが、受け取る年金額には反映されません。

ただし、10年以内であればあとから保険料をさかのぼって納めること（追納）により年金額を増やすことができます（※3）。

※3：承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますのでご注意ください。

ご不明な点は…

お住まいの市（区）役所・町村役場または住所地を管轄する年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

平成28年度(4月納付分～)の 健康保険料率についてお知らせします

※保険料額表は2月の納入告知書に同封して送付しています。
また、協会けんぽのホームページにも掲載しています。

大阪支部の健康保険料率は**引き上げ**となります
介護保険料率は変わりません。皆さまのご理解をお願い申し上げます

給与・賞与の
10.04%
平成28年2月分
(3月納付分)まで

健康保険料率



給与・賞与の
10.07%
平成28年3月分
(4月納付分)から

給与・賞与の
1.58%
平成28年2月分
(3月納付分)まで

介護保険料率



給与・賞与の
据え置き
平成28年3月分
(4月納付分)から



※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変わります。

健康保険の資格取得・喪失時のお知らせ

～春は、ご入・退社される方が多くなる時期です～

退職等のごとき

健康保険の資格を喪失したときは

退職などで健康保険の資格を喪失したときは、被保険者(ご本人)、被扶養者(ご家族)両方の保険証等が使用できなくなります。

すみやかに返却し、新しい健康保険への加入手続きをしてください。

※資格喪失後に保険証を使用して医療機関等で受診されますと、民法上の不当利得に該当し、ご本人には協会けんぽで負担した医療費を返還していただくことになります。

資格取得時

資格証明書についてご確認ください

新しい保険証がお手元に届く前に、事業主さまにて、独自に資格取得日を記載した「資格証明書」を交付されているケースがありますが、**医療機関に受診する場合は、日本年金機構さまにて作成された「資格証明書」以外は、無効となります。**

※退職後、国民健康保険等へ加入するために必要な**健康保険の喪失証明書**は、勤務先の事業主さま、または年金事務所にご相談ください。

全国健康保険協会 大阪支部

(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

協会けんぽからのお知らせ

傷病手当金・出産手当金の制度が 平成28年4月から変わります！

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法について、**平成28年4月から**、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給します。



平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額

【支給開始日以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】(※) ÷ 30日 × (2/3)

(支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです)

(※)支給開始日以前の期間が12カ月に満たない場合は、

- ・支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ・28万円 (当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

を比べて**少ない方**の額を使用して計算します。

Q&A コーナー

Q1 休業する6カ月前に転職しています。平均の標準報酬月額の計算方法はどようになりますか？

A1 転職する前にも協会けんぽに加入しており、離職していた期間が原則1カ月以内であれば、転職前後の標準報酬月額を通算して計算します。

Q2 平成28年4月より前から傷病手当金を受給していますが、平成28年4月からの支給金額は変わりますか？

A2 これまでに傷病手当金を受給していた方も平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算します。

堺西年金事務所内、協会けんぽ出張窓口の終了について

このたび、お客さまのご利用状況を踏まえ、堺西年金事務所内の協会けんぽ出張窓口につきましては、**平成28年5月31日**をもって終了させていただくこととなりました。事業主さま・加入者さまには大変ご迷惑、ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪

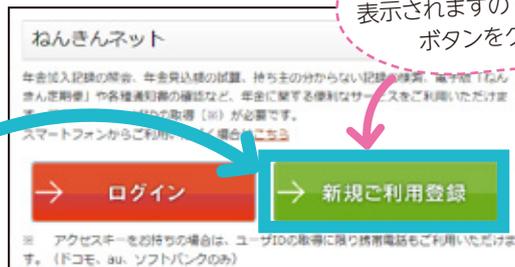
検索

「ねんきんネット」のご利用登録を!

1 日本年金機構のホームページにアクセス

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



2 「ねんきんネット」サービスご利用登録

● アクセスキーとは…

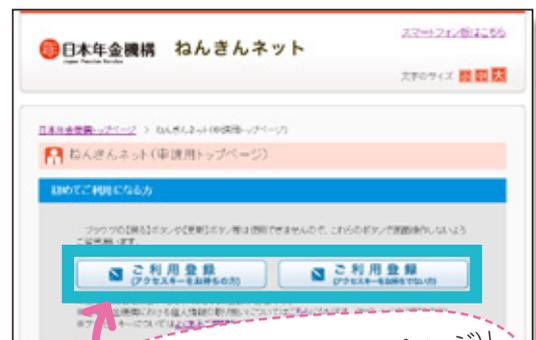
お客さまの誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

① アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。
なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

② アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合は、年金事務所の窓口で発行することも可能です。ご希望の方は、お近くの年金事務所にご相談ください。



● 登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

● アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客さまのご負担となりますので、ご注意ください。



スマートフォンの方はこちらからアクセスできます。

くわしくは、「ねんきんネット」で検索



http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは

「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144